

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	第7回(令和3年度第1回) 東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会				
開催日時	令和3年6月17日(木)午後6時00分～午後7時15分				
開催場所	いきいきプラザ3階 マルチメディアホール				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者： (委員)井原会長、関職務代理(リモート参加)、長谷川委員、千葉委員、永田委員、加藤委員、清水委員</p> <p>(市事務局)【児童課】 吉原課長、南波主査、村上管理係長、大嶺主事、内野栄町児童館長 【子ども政策課】 神原主事</p> <p>●欠席者： (委員)なし</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	4名
会議次第	<p>1. 開会 2. 事務連絡 3. 審議 (1) 児童館・児童クラブの運営等について(継続審議) 4. その他 5. 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>担 当：子ども家庭部児童課 電 話 番 号：042-393-5111(内線3174) ファックス番号：042-394-7399</p>				
会 議 経 過					
<p>1. 開会</p> <p>2. 事務連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議の成立の確認</li> <li>・会議資料等の確認</li> </ul> <p>(「東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会の傍聴に関する定め」の規定に基づき、<u>当日資料</u>「東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会提言書(案)(第3章のみ抜粋)」について、傍聴者より会議終了後の回収を決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議公開の可否の確認</li> </ul> <p>(公開可と決定し、いきいきプラザ3階情報研修室におけるリモート傍聴を実施)</p>					

### 3. 審議

#### (1) 児童館・児童クラブの運営等について（継続審議）

##### ○会長

前回3月の会議では、「児童クラブの機能や取り組み」に特化した委員各位からの意見をもとに、具体的な「提言書」の作成に向けた案文づくりの議論を行った。その際の意見等を事務局にて反映したものがお手元の「提言書（案）」である。

この資料については、事務局から事前の資料配付により、修正ポイント等について委員各位にあらかじめ提示しているが、議論を始めるにあたり、改めて事務局より資料の概要について説明願う。

～ 事務局 資料説明 ～

##### ○会長

事務局から説明があったとおり、前回会議の議題である「児童クラブの機能や取り組み」については、「提言書（案）」の14ページから15ページにまとまっている。内容について特段この場で修正・追記の必要があれば、具体的な修正案文について追加的に提示いただきたいがいかがか。

##### ○A委員

前回の会議での議論の内容が、的確に提言に盛り込まれていると思う。特に、11ページからの「児童クラブが取り組むべき機能や取り組みに関する検討会意見」の項で令和元年9月5日付の中間報告を（1）から（3）まで小見出しの形で分かりやすくまとめたことで、本文に入る前にこれまでの大きな流れを把握することができるようになっており、効果的なリード文の役割を果たしている。

##### ○会長

案文の内容について、特に意見がなければ、いったんこの内容で集約したい。

～一同 異議なし～

##### ○会長

続いて、本日の本題である「児童館・児童クラブの連携のあり方」について、前回と同様、あらかじめ個別ヒアリングによりいただいた意見を資料1として配付するので、議論の参考にしていただきたい。

また、それらの委員意見などを踏まえ、事務局に「児童館・児童クラブの連携のあり方」に関する議論のたたき台となる「提言書（案）」の作成を私から指示した。本日は、20ページから22ページにある具体的な案文等について、こうした記載でよいかどうか確認していきたい。また、今回の提言内容を踏まえた連携イメージ図も作成したので掲載の要・不要も含め、ご意見をいただきたい。

なお、本日の資料に記載の「児童館・児童クラブの連携のあり方」に関する案文の内容については、必ずしも本日中に集約する必要はないが、提言書の完成に向けて、一定の合意が図れればと思う。

##### ○A委員

20ページから22ページにかけて、「公」と「民」の役割と、児童館・児童クラブ

の役割を整理し、更に色分けしたイメージ図を掲載することで、役割分担が明確に可視化されていると思う。

連携にあたっては、「公」と「民」それぞれが持つ良さを、しっかり活かしていこうというこれまでの議論が、20ページの囲みの文章でよく表現されている。

特に、20ページの「●公民の役割整理」の項で言うなら、「民」の方が自由度のある多彩な運営手法を持ち、人材確保の面からも様々な才能にあふれた人材を雇用できるという人事面のメリットを持っている。そういったメリットを活かせば、専門性やスキルの面では、どちらかという「民」の方に優位性がある。

ただしそれには、運営の土台にあたる部分をしっかりと「公」が示し、地域格差を生むことなく、一定のサービス水準を維持し、できるだけ均一性、公平性のある土台づくりを行うことが重要である。その土台の上に「民」が持っている優位性を活かして、「児童館」「児童クラブ」を上手く連携させて運営に活かしていくということがしっかりと提言の中に盛り込まれており、大いに評価したい。

#### ○B委員

私としては児童館と児童クラブを別個のものとして考えていたので、東村山市では児童館が児童クラブを統括する立場にあることをこの検討会の議論で改めて認識できて良かった。この項の記載からは、今後は児童館が中心となって児童クラブと連携していくという理解ができるが、児童館は児童クラブとは異なり、地域の拠点としての役割や中高生も含めた居場所としての役割を持っており、そうした視点からの役割について触れられていないように思うがいかがか。

#### ○会長

ご指摘の点については、7ページから9ページにかけての「今後の児童館が担うべき役割」に関する提言の項で一通り記載しているかと思う。制度上、児童館と放課後児童健全育成事業である児童クラブは別のものであり、これまでの議論で児童館は地域の拠点や居場所としての役割を担うため、そうした機能を更に充実させていくという集約に至っている。20ページから22ページについては、あくまで両者の「連携」に関する提言についての項であり、それぞれの役割をしっかりと担ったうえで、東村山市においてどのように連携を進めていくのか、それを児童館が「公」、児童クラブが「民」という位置づけであると仮定して、それぞれの役割をどう担っていくのかという観点で議論いただきたい。

#### ○A委員

児童館において重要なのは、子どもたちの自主的な活動を尊重することである。児童館の重要な役割のひとつに「見守り」があり、子どもたちが自由に工夫して遊ぶのを介入せずに見守ることも役割のひとつである。もちろん、孤立している子どもがいれば声掛けをし、仲間との橋渡しの役割も果たす必要がある。もっと児童館が持っている「機能」と「空間」に着目して、子どもたちの自主性に任せて遊べる空間を大切にする必要があるのではないか。

一方、児童クラブは子どもの健全育成という目的を持った別の施設である。両者は別の目的を持つ施設でありながら連携できる部分があり、この提言では児童館の役割を「公」としてしっかり位置づけし、加えて、児童クラブは「民」の工夫で運営しながら、しっかりと「公」と連携していくという私たちの議論による考え方がしっかりと表現されていると思う。

#### ○会長

児童館の役割については、例えば7ページの「(2) 年齢層ごとのニーズに応じた運営の推進」のリード文で触れている。また、児童クラブの役割についても、14ページの「(1) 安心・安全な生活の場の安定的・継続的な提供」の冒頭で、児童館と異なる保護者への就労支援の側面についても触れている。

これまでの議論の中で、児童館・児童クラブそれぞれの役割については、しっかりと押さえられていると思うので、それをどのように継続的に、向上・発展させていくのか、市全体あるいはエリア全体としての子育て支援の向上を図るために、どのような連携をとっていけば良いのか、今回の項ではそうした視点での議論だと捉えている。

本日の議論の中心である20ページ以降は、これまで児童館・児童クラブという事業の種別で整理してきたものを、改めて「公」と「民」という視点に当てはめて、いかなる連携ができるのか、また、していくべきなのかをまとめたものになる。

次に、22ページの連携のイメージ図を確認いただきたい。この図はあくまで連携にあたって「公」として児童館が何をやるかという要素に特化して作ったものであるため特段記載をしていないが、ここまでの委員意見を踏まえると、児童館本来の役割についてももう少し追記しても良いかと思う。

また、**資料2**「現状のエリアと「児童館・児童クラブ」」に児童館と児童クラブの関係が示されているが、児童館どうしの関係、児童クラブどうしの関係をこの図から直接イメージするのは難しい。そういった要素を提言の文言やイメージ図の中などのいずれかの箇所に位置付けたいと思う。エリア全体の児童クラブのスタンダードな水準を向上させていくのであれば当然に「公」の果たす役割が重要であり、児童館と児童クラブの連携が行われるべきだが、児童館どうし、児童クラブどうしが情報交換・共有も含めて、繋がる連携のあり方も必要であると思う。

#### ○児童課長

この提言案においては児童館・児童クラブ間の連携についてを中心に触れられているが、会長がおっしゃられたとおり、児童館どうし、児童クラブどうしの連携については記載が必ずしも十分でない面がある。ただ、これらの施設間での連携の重要性については当然に認識しており、現状においても、まず、児童館どうしの連携としては、児童館長どうしの連携を始め、児童館の主任児童厚生員間の連携など、コロナ禍においても小規模のやり取りを必要に応じて頻繁に行っている。また、児童クラブどうしの連携のため、各エリア内において保育運営に必要なやり取りはコロナ禍においても小規模で確実に継続するよう指示している。

このように、連携のもととなる職員間のやり取りの仕組みは存在しており、今後将来にわたっての施設間での連携の重要性について、重要な視点としてどのように本提言に盛り込んでいただくか、引き続きご議論いただきたい。

#### ○B委員

連携について、例えば、「ころころたまご」では、相談者の悩みに応じて関係機関と情報共有し、ケース会議に近いような連携を図っている。このような場合にはイメージしやすいが、児童館・児童クラブの連携に置き換えて考えた時、スタンダードを作るのが「公」であり、現場でサービスを提供していくのが「民」であるという議論はしてきたが、その具体的な中身を提言書を読んだ時にイメージできるような例示などがあれば良いと思う。

地域で実施されるエリアネットワーク会議に出席したこともあるが、実際はそれぞ

れの現場を抱えている責任者が集まり情報共有を行うに止まっている。イベントも実施しているが、イベントを実施することが連携ではない。もう一步踏み込んだ連携ができれば、地域で支援を必要としている家庭にフォーカスして、関係者全体で支援していく仕組みや、地域としての課題をみんなで解決していくような役割を担うことができるのではないか。エリア会議の本来の目的もそこにあると思う。連携の中身が具体的に見えるような提言になれば良い。

#### ○会長

ただいまの意見について22ページの連携イメージ図で言うと、情報共有や研修といった点でサービスをどのように運営または運用していくのかという視点での連携は想定されているが、もっと個別具体的なケースも含めた連携のあり方に言及する必要があるということだと思う。例えば、要保護児童対策地域協議会のような、ひとつのケースを連携しあって支援をしていくというイメージかと思う。

あくまで私のイメージだが、例えば課題を抱えた家庭で、きょうだいで同じ児童クラブに通所している場合、上の子どもが卒所した後も、対応を児童館が引き継ぐことで、児童館・児童クラブ間で情報を共有し、きょうだいの見守り支援を続けるというようなケースが想定される。あるいは、児童クラブに居場所が築けないようなケースでは、児童館も併用しながら少し遊びにいくなど、居場所のない子どもの居場所としての連携なども考えられるのではないか。また、「縦の連携」の議論の際に、就学前の施設と児童クラブの連携を図っていく話をしたかと思うが、児童クラブから児童館へケースを引き継いでいくという連携があっても良いと思う。児童クラブは最大でも小学校6年生までしか見守りができないが、中高生の居場所としての児童館の機能を強化するなら、そういった卒所後のケースの見守り支援も児童館・児童クラブ間の縦の連携の中で実現可能なのではないか。

#### ○B委員

ここで言う児童館には、育成室は含んでいるのか。または、現場としての児童クラブを持たない「機関」としての児童館という意味か。具体的に言うと、実際に外の児童クラブの職員と連携するのは、育成室の職員が「公」としてその役割を担うのか、それとも児童館の職員が担うのか。

#### ○児童課長

「育成室」は、児童館の建物内にある児童クラブであり、「分室」との違いは所在する場所のみということである。そうした意味からもこの提言で述べている、連携に当たっての「公」の役割を担うのは「育成室」の職員ではなく「児童館」の職員であり、「育成室」はあくまで児童クラブとしての立場であると理解いただければ良いと思う。

#### ○会長

22ページのイメージ図を見ると、児童館が「公」、児童クラブが「民」と整理されており、児童館・児童クラブの役割と、公・民の役割を混同して記載しているように感じる。まず初めに、児童館・児童クラブの連携があり、それとともに「公」と「民」の連携のあり方が別途あるということではないか。具体的な、例えば研修など機能としての連携があり、それとは別に、サービス水準の維持というような「公」と「民」の関係がしっかりあるということではないか。

20ページの(1)、21ページの(2)は児童館・児童クラブの運営レベルでの連

携についてまとめられているので、例えば新たに（3）を設定して、ケース対応や情報共有なども含めた、子どもの支援レベルでの連携について追記するということがか。エリア会議ではそれが行われているということか。

○B委員

実態としては、エリア会議でも難しい面があるので、連携の中にケース対応を入れていくのはもっと難しいと思う。

○会長

一足飛びにケース対応ということではなくても、それを実現するための仕組みづくりを行っていくというようなニュアンスで書くことは可能か。

○B委員

先ほどの会長の発言にあったように、児童館の方が利用者の対象年齢の幅が幅広いので、例えば児童クラブで困難を抱えたケースでは卒所とともに関係が切れてしまうことなく、児童館で継続した見守り支援を行う縦の連携ができれば理想だと思う。

○会長

まとめると、（3）として「子どもの支援に関する連携」という項目を新たに設定して、その中で卒所後を含めた情報共有、あるいは、きょうだい間の情報共有などを含めて、縦の連携を見据えた、具体的な支援レベルでの連携や体制づくりを進めていくというような内容でまとめるのはいかがか。

～一同 異議なし～

○C委員

先ほどの会長の発言にあった、卒所後のきょうだい間での連携について、育成室の出身者であれば、その後の児童館での見守り支援に繋げるといったイメージが付きやすいが、距離的に離れている分室との連携や、その運営主体が民間事業者である場合、また、児童館で対応する職員の人員体制を考えたとき、児童館と児童クラブとの十分な連携が果たして可能であるのか懸念される。

○会長

ひとくちにエリアと言っても、最大4町が含まれる範囲をエリアとしているので、その懸念は理解できる。

児童館職員のあり方としては、9ページのところで「児童館職員が必ずしも専門的な資格を有する必要はないが、傾聴力や洞察力などの向上を図り、～」という記載もしているため、その前提に立ち、どのように見守りや他機関との情報共有ができるかということである。まったく情報がない中でそういった支援をするよりも、その子どもにどのような背景があり、児童館に来ているのかなど把握することで、児童館側としても関わり方の事前準備ができるのではないかと思う。

○児童課長

先ほどのC委員の発言に関連して、事務局より補足申し上げたい。ご懸念の内容は、あくまで現状の体制を前提とした場合のものである。市としては今後、提言として頂戴する内容を踏まえた考え方に基づき、新たに児童館・児童クラブ事業を進めていく

ことになる。「公」としての役割を担う児童館の機能を、強化・充実していくにあたっては併せて業務負担が増えることも想定され、その場合には職員体制を強化して対応する部分もあるものと思われる。

いずれにしても、新しい考え方に基づく対応になるので、現状では様々な理由から対応が難しい場合でも、それを将来的に維持・向上させるための考え方をお示しいただく提言であると事務局としては承知している。

また、支援レベルでの連携についての追記については会長ご指示のもと、これまでの議論を踏まえ対応させていただきたいと思う。

#### ○会長

まとめると、「公」と「民」の役割整理から、(1)・(2)の運営レベルでの連携についての提言の文案については、一定理解をいただいたかと思う。今回ご指摘いただいたこととして、さらなる支援レベルの連携について、どう表現して(3)として追記するのか、これまでの議論の内容を振り返りながら、具体的な文案について事務局と検討し、次回までにお示ししたいがいかがか。

#### ○A委員

事務局におかれては本日の議論を確認しながら、22ページの連携イメージ図にもう少し工夫を凝らしていただき、次回の集約に向けた準備をお願いしたい。

#### ○会長

22ページの連携イメージ図については、掲載した方が分かりやすいものの、現状のままではかえって混乱を来し兼ねない側面もあるので、工夫してもっと分かりやすい表現にするということ、また、支援レベルでの連携のあり方として、(3)として新たに項目立てて提言に追記するということが良いか。

～一同、異議なし～

#### ○会長

次回会議では追記・修正したものについて冒頭の時間に改めてご確認いただきたいと思う。可能であれば次回が最終回となるよう、取り組んでいきたいと考えているので、引き続き委員各位のご協力を賜りたい。

#### 4. その他

##### ○児童課長

これまで提言書の中核部分となる「第3章」の案を抜粋してお示しし、順次ご議論いただいていたが、本日の「児童館・児童クラブにおける連携のあり方」についての議論で、提言全体としての一通りの議論を行っていただいたことになる。先ほどの会長の話にもあったように、次回の冒頭の時間に本日の議論を踏まえた追記・修正案についてご確認いただき、いよいよ提言書全体の集約に向けた最終段階の議論をお願いしたい。

次回、第8回会議の開催時期については、新型コロナウイルス感染症まん延の動向も踏まえながら、7月下旬あたりの開催を予定したい。

#### 5. 閉会